

第二種特定鳥獣管理計画作成のための
ガイドライン（イノシシ編）
改定案

20**年（令和●年）●月

環境省

目次

| | | |
|------|-----------------------|----|
| I | 本ガイドラインの目的と背景 | 1 |
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 背景 | 2 |
| (1) | 経緯（鳥獣保護管理法の改正等） | 2 |
| (2) | イノシシを取り巻く状況 | 3 |
| II | イノシシ管理の基本的な考え方 | 7 |
| 1 | 順応的管理を基本とした管理 | 7 |
| (1) | 順応的管理の必要性と基本的な考え方 | 7 |
| (2) | 短期的な評価や改善の重要性 | 7 |
| 2 | 管理の目標と施策の目標の設定と評価 | 9 |
| 3 | 優先度を踏まえた対策 | 11 |
| 4 | 侵入初期における対応と実施体制の整備 | 11 |
| 5 | 関係者との連携による市街地出没への対応 | 11 |
| (1) | 出没を抑制するための対応 | 11 |
| (2) | 出没した時の対応 | 12 |
| 6 | 豚熱（CSF）を始めとした感染症対策の徹底 | 12 |
| (1) | 感染症対策としての野生鳥獣管理の役割 | 12 |
| (2) | 捕獲従事者等による感染拡大防止対策 | 12 |
| (3) | 捕獲従事者等の感染症防止対策 | 13 |
| III | 計画立案編 | 14 |
| 1 | 特定計画策定のための手続き | 14 |
| 2 | 特定計画の記載項目 | 15 |
| (1) | 特定計画策定の目的及び背景 | 16 |
| (2) | 管理すべき鳥獣の種類 | 17 |
| (3) | 特定計画の期間 | 17 |
| (4) | 管理が行われるべき区域 | 17 |
| (5) | 現状 | 17 |
| (6) | 特定計画の評価と改善 | 21 |
| (7) | 管理の目標 | 22 |
| (8) | 数の調整に関する事項 | 25 |
| (9) | 生息地の保護及び整備に関する事項 | 28 |
| (10) | 被害防除対策に関する事項 | 29 |
| (11) | モニタリング等の調査研究 | 30 |
| (12) | その他管理のために必要な事項 | 33 |
| IV | 資料編 | 40 |

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | イノシシの生物学的特徴..... | 40 |
| | (1) 分類..... | 40 |
| | (2) 形態..... | 40 |
| | (3) 繁殖..... | 40 |
| | (4) 社会と活動性..... | 40 |
| | (5) 疾病..... | 40 |
| | (6) 食性..... | 40 |
| | (7) 栄養状態..... | 40 |
| | (8) 個体群動態..... | 40 |
| | (9) 生息地利用..... | 40 |
| 2 | イノシシの現状..... | 40 |
| | (1) 生息状況..... | 40 |
| | (2) 被害状況..... | 40 |
| | (3) 捕獲数..... | 40 |
| 3 | 計画立案を行う上での詳細事項..... | 40 |
| | (1) 捕獲区分の考え方..... | 40 |
| | (2) イノシシの管理に関するモニタリング方法..... | 40 |
| | (3) 捕獲情報収集システム..... | 40 |
| 4 | 用語解説..... | 40 |
| 5 | 参考文献..... | 40 |
| 6 | 引用文献..... | 40 |

Ⅰ 本ガイドラインの目的と背景

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成29年月告示版、以下「基本指針」という。）において、国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備することとされている。

2020（令和2）年8月時点で、北海道（イノシシが分布していない）、青森県、東京都を除く、44府県でイノシシを対象とした第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）が策定されているが、2021（令和3）年度には、基本指針の改定が予定されており、多くの府県で特定計画の改定が予定されている。

本ガイドラインは、現在のイノシシの生息状況や被害状況、管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）」を改定するものである。

今回の改定では、科学的知見を踏まえた順応的な管理を一層推進するため、イノシシ管理の考え方として、これまでのガイドラインでも取り上げてきた、「1 順応的管理を基本とした管理」を基本的な考え方としつつ、「2 管理の目標と施策の目標の設定と評価」、限られた人員・予算の中で「3 優先度を踏まえた対策」、「4 侵入初期における対応と実施体制の整備」、「5 関係者との連携による市街地出没への対応」について情報を加えるとともに、平成30年9月に我が国では26年ぶりに豚熱(CSF)が発生したこと等を踏まえ、「6 豚熱(CSF)を始めとした感染症対策の徹底」についても記載した。

2 背景

(1) 経緯（鳥獣保護管理法の改正等）

近年、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣において、急速な個体数増加や生息地の拡大が生じており、農林水産業や生活環境、生態系への被害が深刻な状況となっている。このため、環境省と農林水産省では、2013（平成25）年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」をとりまとめ、2023（令和5）年度までに2011年（平成23年）度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減することを目標（以下「半減目標」という。）として掲げた。

その後、2014（平成26）年に改正された鳥獣保護管理法において、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてニホンジカとイノシシが指定されている「指定管理鳥獣」、それらの管理を推進するための指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）、及び認定鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」という。）制度が導入された。

また、特定鳥獣保護管理計画は、保護を目的とする第一種特定鳥獣保護計画と管理を目的とする第二種特定鳥獣管理計画に区分された。本ガイドラインでは、特定計画を作成又は改定することを想定した記載としている。

表 I-2-1 イノシシ管理に関する対策等の経緯

| 年 | 経緯 |
|----------------|---|
| 2013（平成25）年12月 | ・環境省と農林水産省が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」をとりまとめる |
| 2014（平成26）年5月 | ・鳥獣保護管理法の改正 －集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、ニホンジカとイノシシを「指定管理鳥獣」に指定 －指定管理事業及び認定事業者制度の導入 －特定鳥獣保護管理計画を、保護を目的とする第一種特定鳥獣保護計画と管理を目的とする第二種特定鳥獣管理計画に区分 |

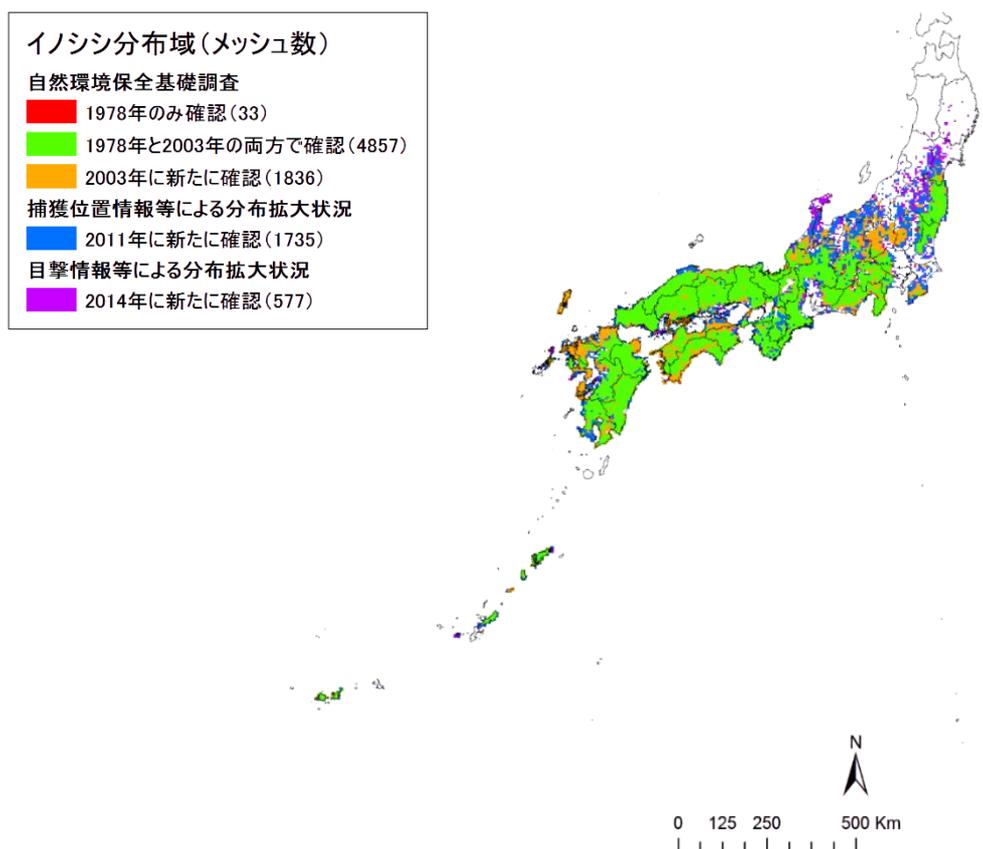
(2) イノシシを取り巻く状況

特定鳥獣保護管理計画制度が設けられてから20年が経過した現在、全国的に見ると、イノシシの分布状況や被害状況等は、次のとおりである。

1) 分布状況

イノシシの分布域は、2003（平成15）年から2014（平成26）年で約1.3倍に拡大している（図I-2-1）。特にこれまでイノシシの分布の空白地帯とされていた積雪地域（東北地方や北陸地方では明治期以前には生息が確認されている）や島嶼部でも生息が確認されるようになった。2014（平成26）年度以降も分布は拡大傾向にあり、青森県、秋田県、岩手県、山形県等のこれまで目撃や捕獲が少なかった地域でも、目撃や捕獲が確認されている。

2015（平成27）年度以降に作成された特定計画に記載された分布情報によると、東北、関東、中部、九州・沖縄の各地方で分布域が拡大している都府県が多いが、中部地方では縮小としている都府県が見られる（図I-2-2）。



図I-2-1 イノシシの分布状況

(環境省報道発表資料 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/26915.pdf>)

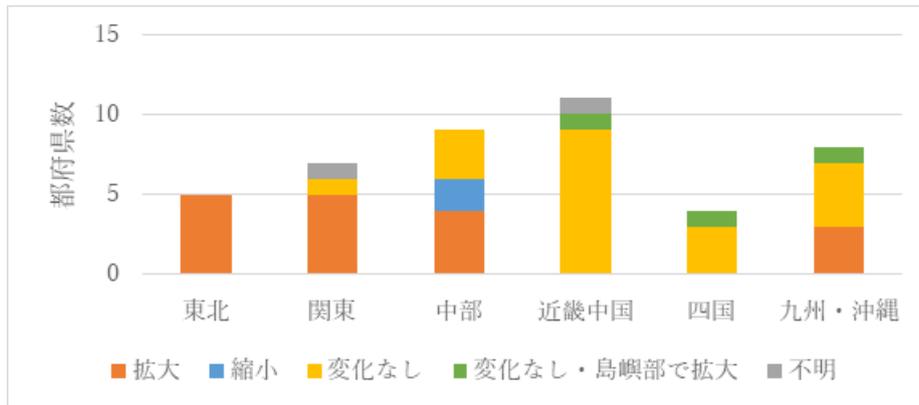


図 I-2-2 イノシシの分布の動向
(2015 年度以降に作成された特定計画より環境省集計)

2) 捕獲数

イノシシの捕獲数は、2019 (令和元) 年度で 64 万頭となっており、近年、増加傾向にある (図 I-2-3)。このうち、狩猟による捕獲数は、近年、横ばいであるが、被害防止の目的を中心とした許可捕獲は増加傾向で有り、全体の半数以上を占めている。

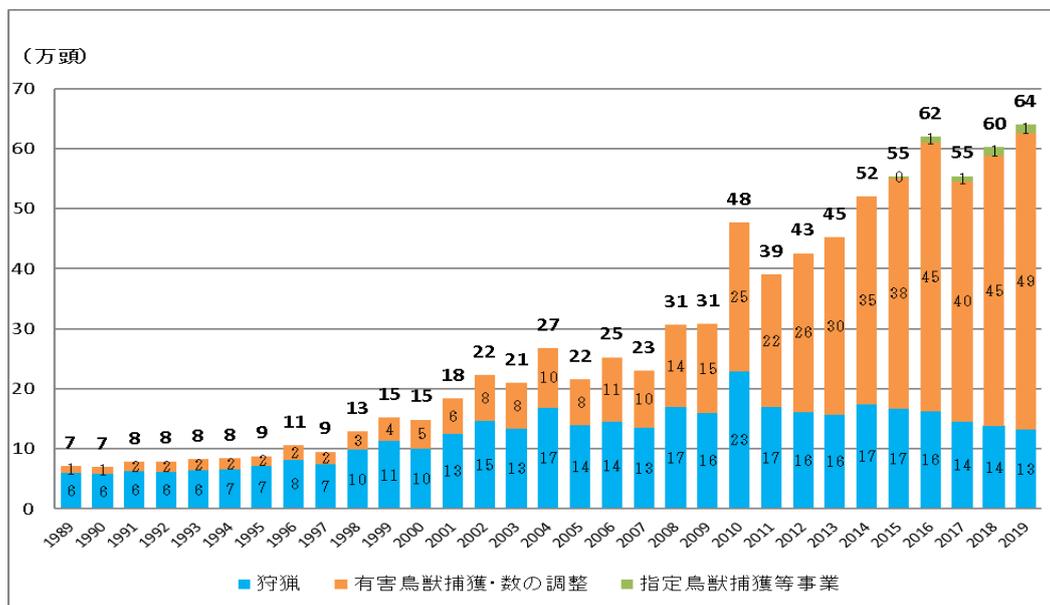


図 I-2-3 イノシシの捕獲数

(鳥獣関係統計、環境省 HP データより作成)

環境省 HP データ <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/sokuhou.pdf>

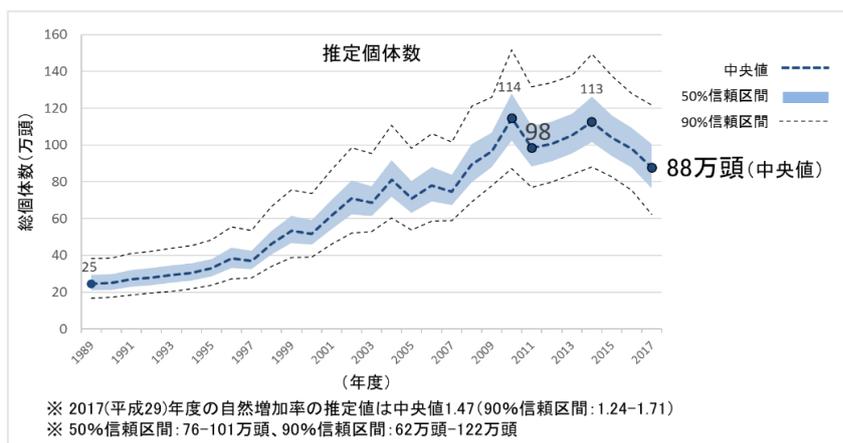
3) 推定個体数

1989 (平成元) ~2016 (平成 28) 年度の捕獲数と捕獲効率 (捕獲数/狩猟者登録数) を

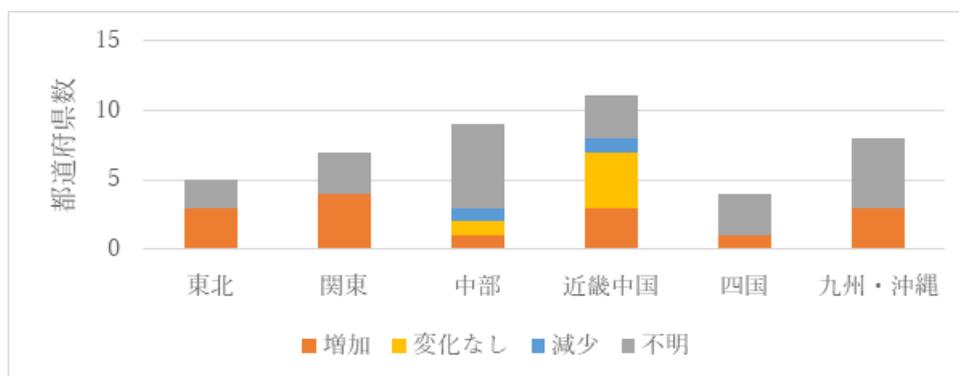
密度指標として、全国におけるイノシシの個体数推定を行ったところ、2017（平成29）年度末における全国のイノシシの個体数は、中央値で約88万頭（90%信用区間：約62万～122万頭）と推定されており、2014（平成26）年度をピークに減少傾向にある（図I-2-4）。また、平成29（2017）年度末の関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のイノシシの推定個体数の中央値は、約15万頭（90%信用区間：7万頭～36万頭）と推定された。中部（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）のイノシシの推定個体数の中央値は、約19万頭（90%信用区間11万頭～36万頭）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）のイノシシの推定個体数の中央値は、13万頭（90%信用区間7万頭～32万頭）と推定された（図I-2-6～8）。

ただし、推定個体数は減少傾向にあるものの、推定値の幅が大きいこと、イノシシは自然増加率が高く、捕獲圧が低下すると個体数の回復も速いことから、全国規模で個体数を減少させるためには、引き続き、適切な捕獲圧をかけていくことが必要となる。

個体数は全国的に増加もしくは不明としている都府県が多いが、中部と近畿・中国地方では減少としている都府県が見られる（図I-2-5）。



図I-2-4 イノシシの推定個体数の推移



図I-2-5 イノシシの個体数の動向

(2015年度以降に作成された特定計画より環境省集計)

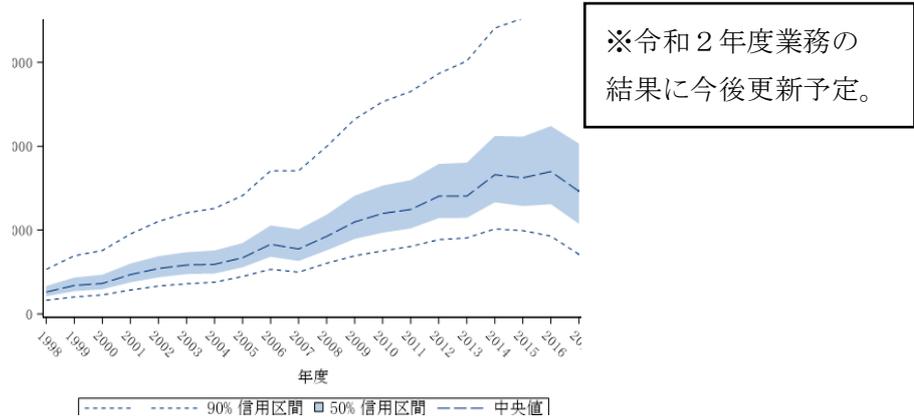


図 I-2-6 関東地方におけるイノシシの推定個体数の推移

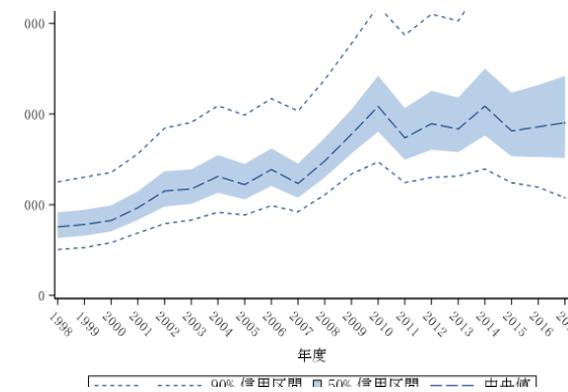


図 I-2-7 中部地方におけるイノシシの推定個体数の推移

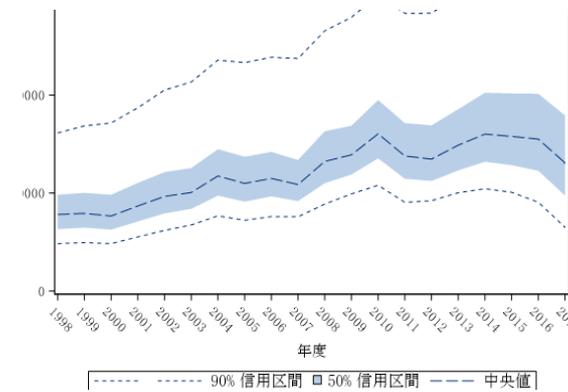


図 I-2-8 近畿地方におけるイノシシの推定個体数の推移

4) 被害状況

野生鳥獣による農作物被害額は、2018（平成 30）年度で 158 億円となっている。そのうち、イノシシによる被害額は 47 億円となっており、全体の被害額の約 3 割を占めている。また、市街地出没や人身被害等の生活環境被害への対応が必要となっている。

参照 p.46 IV資料編 2 イノシシの現状

II イノシシ管理の基本的な考え方

1 順応的管理を基本とした管理

(1) 順応的管理の必要性と基本的な考え方

野生鳥獣の分布や個体数等の生息動向は、短期的にも長期的にも変化し、野生鳥獣の生息環境や野生鳥獣を取り巻く社会情勢も常に変化する。また、調査や推定には観測誤差を伴うことから、野生鳥獣の管理においては、不確実性を伴い、計画どおりに施策を実行しても、必ずしも計画どおりの成果が得られない場合があることを想定する必要がある。

このため、イノシシに関する特定計画の作成においても、次のような順応的管理（PDCAサイクル等）の考え方を基本とする（図Ⅱ－1－1）。

- ・生息動向（個体数の増減や分布域の拡大等）や被害状況（農業被害や生活環境被害の動向等）といった現況を把握し、前期計画の目標達成状況の把握、施策の評価・検証、評価に基づく改善を行った上で、今期計画の管理の目的・目標を設定し、特定計画を策定する（Plan）。
- ・特定計画に基づき、土地利用状況（山林、集落・農地、市街地等）に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策といった施策を組み合わせて実施する（Do）。
- ・各種管理施策を実施するとともに、並行してモニタリングを行って科学的なデータを収集し、その結果を基に目標の達成状況から施策を評価する（Check）。
- ・評価結果に基づき必要に応じて改善策を講じる（Act）。

(2) 短期的な評価や改善の重要性

特定計画の目標を確実に達成するためには、各施策の実施結果を評価し、計画の見直しを行う順応的管理を早いスパンで実施することが効果的である。

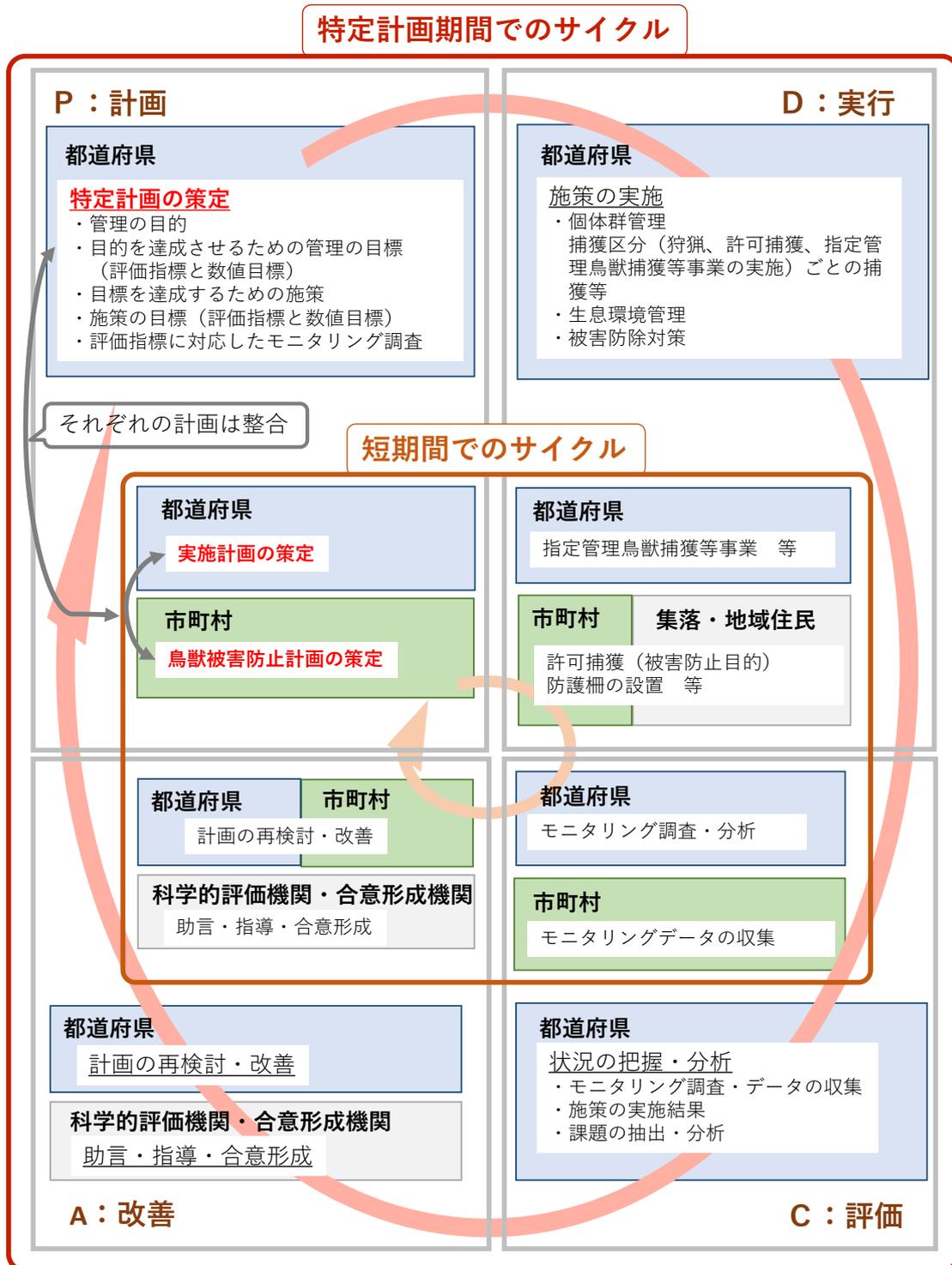
イノシシの管理を効果的なものとしていくためには、こまめな見直しと軌道修正が必要となる。イノシシは自然増加率が高いが、年度による変動も大きいため、比較的短期でのチェックと補正が必要となる。特に分布が拡大している地域においては、侵入初期の対応が重要であり、5年間で状況が大きく変わる可能性もあるため、年度毎に実施計画を作成することが効果的である。

一方、管理の目的や目標については、年度毎の施策の効果が個体数の抑制や被害の軽減につながるまで時間を要する場合があることから、特定計画期間における中・長期的な動向（トレンド）を把握した上で、評価・見直しを行う。

実施計画は、当該年度に実施する施策の内容や特定計画で定めた目的や目標と施策との関係等について、関係者間で共通認識を持つ上でも重要なものとなる（図Ⅱ－1－1）。

- 参照 p.9 IIイノシシ管理の基本的な考え方2 管理の目標と施策の目標の設定と評価
p.11 IIイノシシ管理の基本的な考え方4 侵入初期における対応と実施体制の

整備



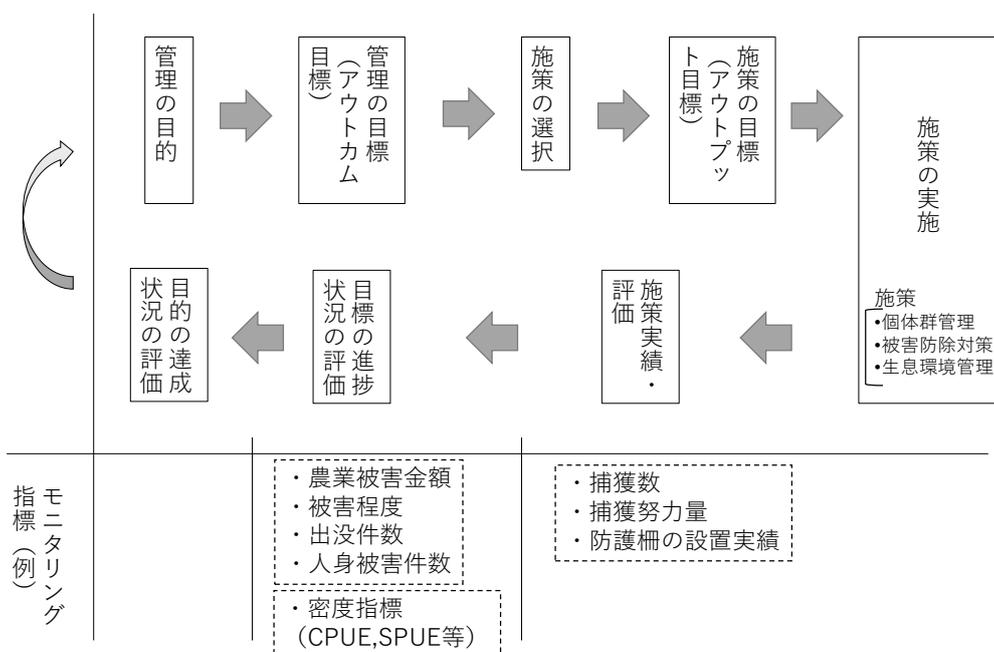
図Ⅱ－1－1 特定計画における順応的管理のイメージ

2 管理の目標と施策の目標の設定と評価

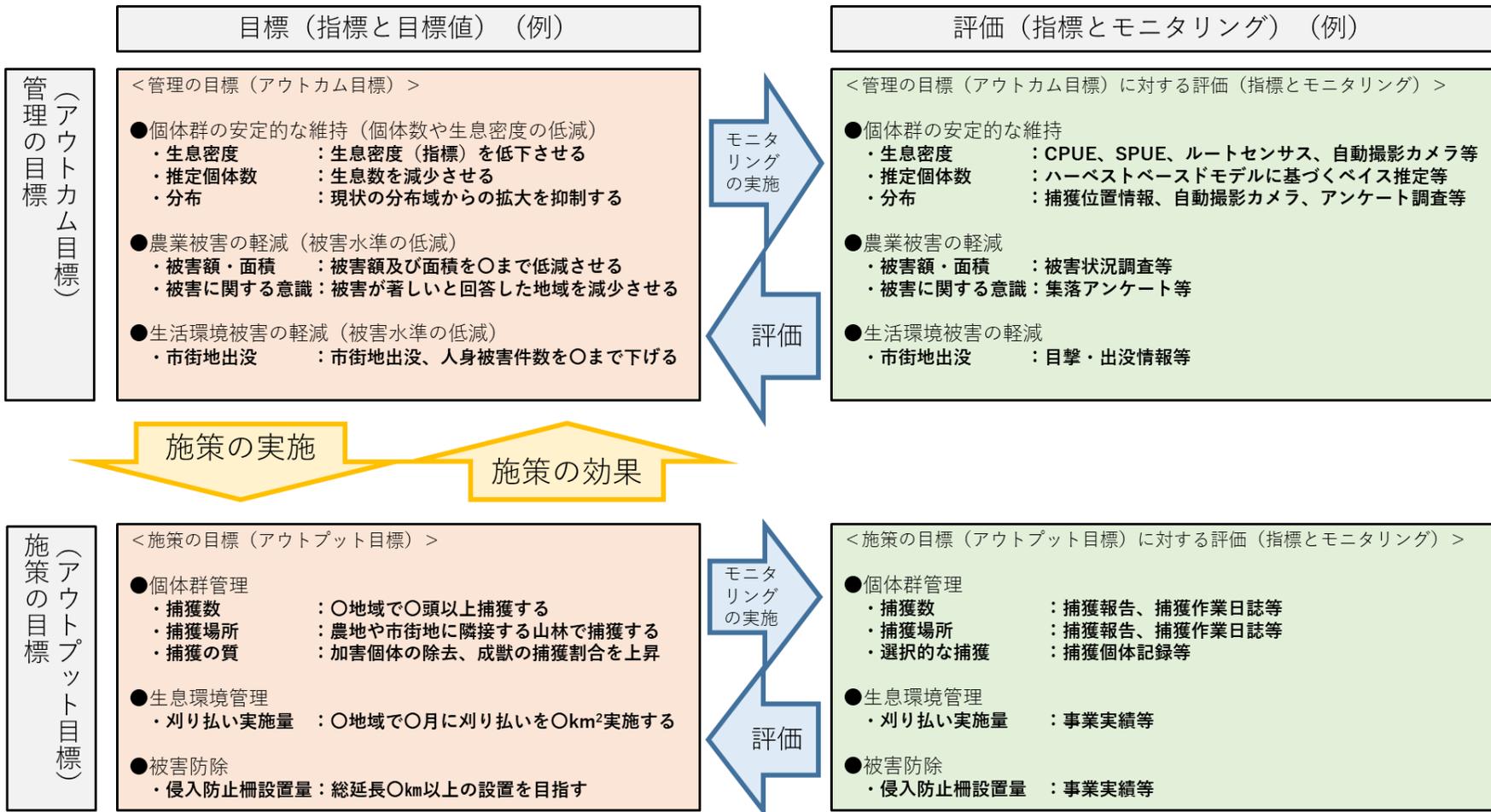
特定計画の管理を進めるに当たっては、まず、イノシシの生息状況や被害状況に応じて、「個体群の安定的な維持」、「農業被害の軽減」、「生活環境被害の軽減」等の管理の目的を定める。また、目的に対して、管理により達成すべき状態を「管理の目標」として定める。「管理目標」は極力数値による評価が可能なものとし、達成状況を評価するための指標と目標値を設定する。これらは政策立案・評価で用いられるアウトカム目標、アウトカム指標に相当する。(図Ⅱ-2-1)

次に、管理の目標を達成するために、「個体群管理」、「被害防除対策」、「生息環境管理」の3つ観点から、必要な施策を検討する。それぞれの施策の実施量や実績に関する目標を定め、その実施状況を評価するための指標と目標値を設定する。これらは政策立案・評価で用いられるアウトプット目標、アウトプット指標に相当する。

このように、目的-目標-施策を関連づけ、評価を行うことで、施策の効果とそれによる目標及び目的の達成状況を把握し、施策から目的の流れを追うように評価(Check)と改善(Act)を行うことが可能となる。特定計画における目的-目標-施策に対応した指標と目標値、モニタリング手法の例を図Ⅱ-2-2に示した。ここに示したものは一例であり、生息状況等に基づく類型区分や地域の状況に応じて、PDCAサイクルを回していくことができるように設計する必要がある。また、特定計画を改定する際には、目的及び目標の達成状況や施策の実施状況を評価するためのモニタリングや調査に加え、現状の把握や施策の戦略を検討するためのモニタリングや調査が必要になることもある。



図Ⅱ-2-1 管理の目標と施策の目標の設定と評価のイメージ



図Ⅱ-2-2 管理の目標と施策の目標、指標とモニタリングの対応例

3 優先度を踏まえた対策

限られた予算と体制の中で、優先的に施策を行う地域を選定することが必要である。

特に、個体群管理（捕獲）に関しては、捕獲情報や密度指標、被害情報等の情報を重ね合わせて、捕獲数等の施策の目標が達成されていないエリアや、密度指標や農業被害の情報から管理の目標を達成するために捕獲を強化すべきエリアを抽出し、優先的に捕獲を行うべきエリアとして選定し、捕獲を強化する。

4 侵入初期における対応と実施体制の整備

近年のイノシシの生息状況等の変化に伴い、イノシシの分布域が拡大している地域では、侵入初期における対応が重要となる。

侵入初期では、侵入個体の排除（島嶼部に侵入した場合を含む）、低密度状態の維持、被害拡大の防止等が有効であるが、地域によってはイノシシの捕獲（特にくくりわなや箱わなでの捕獲）についての知識や技術が普及しておらず、捕獲の体制が整っていない場合がある。このため、特定計画においても、技術講習会等による普及啓発や捕獲体制の整備（鳥獣被害対策実施隊、捕獲隊の編成）を具体的に位置づけていくことが求められる。また、捕獲体制の整備が不足している地域では、認定事業者の活用も選択肢となり得る。

被害防除対策については、農地等でイノシシを確認した場合、本格的に定着する前の侵入初期に迅速に対策を実施することが重要となる。このため、近隣の自治体等でイノシシの生息や被害が確認された場合には、あらかじめ対策の準備を進めておき、迅速に対応できる体制を整備しておく。

なお、侵入初期の段階では、目撃情報を始めとした生息に関する情報も少なく、情報が集まりにくいことから、関係機関や地域住民からの情報収集を積極的に収集する方法や体制を構築していくことも必要である。

5 関係者との連携による市街地出没への対応

イノシシが市街地に出没することによる人身被害や交通事故等の生活環境被害への対応は、出没を抑制するための対応と出没した時の対応に分かれる。

（１） 出没を抑制するための対応

被害を予防する観点から、モニタリングにより出没の兆候を把握し、出没を抑制することが重要である。出没を抑制するための対応としては、イノシシの市街地への誘引を防止することが効果的である。このため、出没するリスクを低下させることを目標として、出没地域及びその周辺の生息地で捕獲を実施し、個体数を減少させることや、山際における藪の刈り

払い等により、侵入経路を遮断すること、市街地におけるイノシシにとって好適な生息環境を除去すること、意図的な誘引（餌付け者への注意・指導）及び非意図的な誘引（ゴミ、堅果類、放置果樹等イノシシの誘引物の除去、管理、住民への普及啓発）を防ぐこと等の対策が考えられる。

（２） 出沒した時の対応

市街地へ出沒した際の対応は、人馴れした個体の場合は捕獲により除去すること、突発的に市街地に出沒した個体の場合はイノシシを森林へ誘導、または誘導檻を用いた捕獲等の対応を実施していくことになる。いずれにしても、市街地出沒の頻度が低い段階あるいは増加し始めた段階で自治体（県、市町村）の関係部署（警察を含む）や狩猟団体等の関係者が、市街地出沒に関する情報の収集・連絡体制や市街地出沒時の対応方法等を協議し、体制を整備しておくことにより、突発的な出沒にも迅速に対応できるようにしておく。

また、あらかじめ市街地出沒対応マニュアル等を整備し、住民に対してイノシシ遭遇時の対応方法や誘引の防止等についての普及啓発を図ることも効果的である。なお、参考となる出沒対応マニュアルを p.67 の参考文献に挙げているので、参照されたい。

6 豚熱（CSF）を始めとした感染症対策の徹底

（１） 感染症対策としての野生鳥獣管理の役割

2018（平成 30）年には、我が国において、豚・イノシシに感染・伝播する伝染病である豚熱（以下「CSF」という。）が 26 年ぶりに発生し、野生イノシシにおいても感染が確認されている。野生イノシシを通じた CSF の感染拡大防止又はまん延予防の観点から、野生イノシシの捕獲強化による個体数及び生息密度の低減が、経口ワクチン散布や養豚場への侵入防止等の他の対策と併せて実施されている。

野生鳥獣の適正な管理が、感染症対策にも貢献することを認識することが必要である。

（２） 捕獲従事者等による感染拡大防止対策

イノシシの捕獲行為には、野生イノシシとの接触による CSF ウイルスの拡散リスクが伴う。このため、捕獲従事者及び狩猟者が CSF ウイルスを拡散することがないように、防疫措置の実施について徹底する必要がある、特定計画においても防疫措置の実施を積極的に位置付けていくことが求められる。

環境省と農林水産省が共同で作成した「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」も参考の上、各地域の実情に応じて、必要な防疫措置を取るものとする。また、都府県等により防疫措置に係るマニュアル等が別途整備されている場合は、当該マニュアル等に従うものとする。

(3) 捕獲従事者等の感染症防止対策

山林内での作業や特に捕獲従事者が感染するおそれのある人獣共通感染症として、ダニ媒介感染症 SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等も確認されている。このため、捕獲従事者及び狩猟者自身の感染症防止対策についても確実に実施していくことが求められる。

参照 p.41 IV資料編1 イノシシの生物学的特徴（5）疾病

p.39 III計画立案編2 特定計画の記載項目（1 2）その他管理のために必要な事項
6）感染症対策の実施

参考：CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き

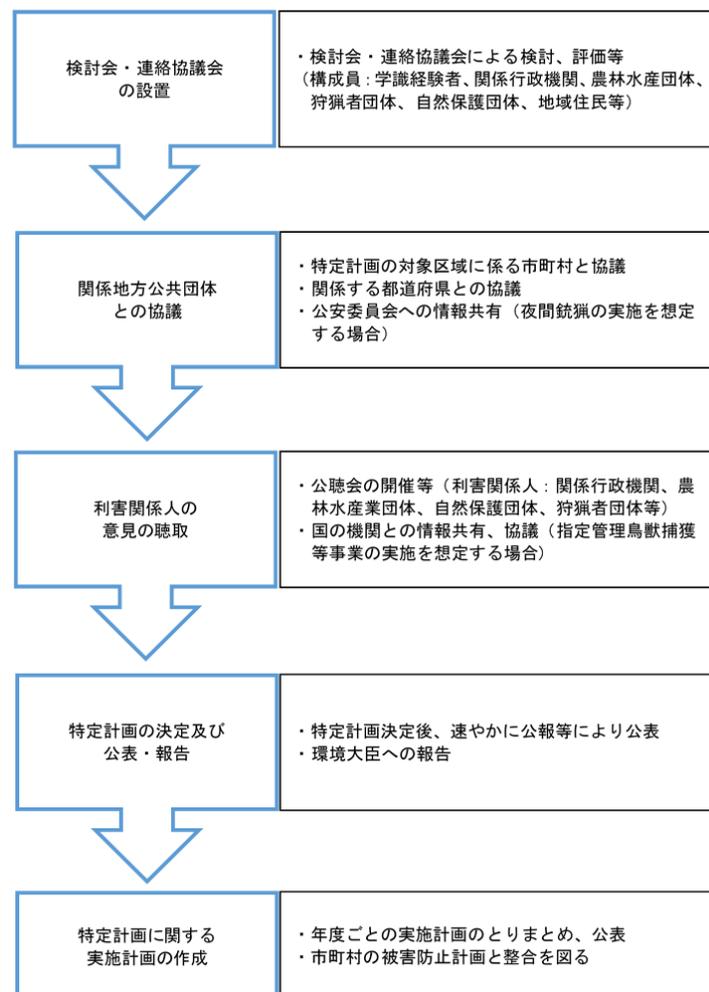
URL：<https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/notice/guidance.pdf>

III 計画立案編

1 特定計画策定のための手続き

特定計画策定のための手続きは、図III-1-1のフローに示したとおりとなる。特定計画を策定する都府県は、検討会・連絡協議会を設置し、特定計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行った上で、特定計画の対象区域に係る市町村や関係する都府県と協議を行う。次に公聴会の開催等により利害関係人の意見聴取を行い、特定計画の決定後は、速やかに公表し、環境大臣に報告する。また、特定計画に関する年度ごとの実施計画を作成し、公表するように努める。

手続きの詳細は、基本指針の「III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項-第六 特定計画の作成に関する事項-9 計画の作成及び実行手続」及び平成30年5月29日付け環自野発第1805294号の「III 基本指針等-III-4 特定計画（法第7条、7条の2及び第14条関係）-（2）特定計画の作成-③作成の手続」を参照すること。



図III-1-1 特定計画策定のための手続きフロー(イメージ)

2 特定計画の記載項目

ここでは、具体的な特定計画を立案・作成する上での各記載項目の考え方と記載する内容について解説する。

以下に示した記載項目は、基本指針で、特定計画の記載項目として示された項目を基に、イノシシの管理での必要性を考慮し、一部項目を追加している。記載項目や順番は、適宜、追加や変更しても差し支えないが、原則として以下に示した項目は網羅することが望ましい。

- (1) 特定計画策定の目的及び背景
- (2) 管理すべき鳥獣の種類
- (3) 特定計画の期間
- (4) 管理が行われるべき区域
- (5) 現状
- (6) 特定計画の評価と改善
- (7) 管理の目標
- (8) 数の調整に関する事項
- (9) 生息地の保護及び整備に関する事項
- (10) 被害防除対策に関する事項
- (11) モニタリング等の調査研究
- (12) その他管理のために必要な事項

なお、既存の特定計画を改定する場合は、上記の「(5) 現状」では、現行計画の計画期間中に実施した管理事業（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）の実施状況及びモニタリングの結果（生息動向、被害状況等）を整理する。

その結果を基に「(6) 特定計画の評価と改善」では、現行計画の管理の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直すため、課題を抽出し、課題に対応するための改善策を記載する。

「(7) 管理の目標」以降では、改善策を反映させた次期計画の目的及び管理の目標を達成するための施策としての管理事業、事業の効果を検証するモニタリングの実施等について記載する。

(1) 特定計画策定の目的及び背景

特定計画策定の目的及び背景を簡潔に記載する。特定計画を改定する場合は、計画改定のポイントとなる評価と改善点についても簡潔に記載する。評価と改善点についての詳細は、「(6) 計画の評価と改善」に記載する。

1) 目的

鳥獣保護管理法は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する」ことを目的としている。

また、鳥獣保護管理法に基づく基本指針では、特定計画の対象とする鳥獣は、長期的な観点から地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとされている。

このため、イノシシを対象とした特定計画においても、生物の多様性の確保や生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展の観点から、地域の状況等を踏まえた目的を設定する。

生物の多様性の確保に関しては、個体群の長期に渡る安定的な維持や生態系への影響の観点から、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に関しては、生活環境や農林業被害の防止・軽減の観点から、明確でわかりやすい目的を設定する。

また、近年、イノシシの分布が拡大又は回復した地域では、基本指針の考え方に沿って目的を設定するが、放獣や逸出等の人為的な要因により成立した個体群については、当該地域からの個体群の根絶等も視野に入れた目的を設定することが考えられる。

なお、野生鳥獣の管理を通じて、人と野生鳥獣の適切な関係を構築することは、野生鳥獣に由来する感染症対策においても重要である。このため、イノシシの特定計画においても、CSF 等の感染症対策の観点から目的を設定することも検討する。

2) 背景

背景については、イノシシの生息動向、被害動向（農林業被害、生活環境被害等）、捕獲や被害防除対策の実施状況、生息環境等の概要を簡潔に説明した上で、特定計画を作成する必要性や意義を記載する。特定計画を改定する場合は、計画改定のポイントとなる評価と改善点についても簡潔に記載する。

なお、生息状況等の詳細については「(5) 現状」に、評価と改善点についての詳細は、「(6) 計画の評価と改善」にそれぞれ記載する。

また、必要に応じて、感染症に関する状況等についても背景として記載する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*) とする。

(3) 特定計画の期間

1) 特定計画の期間

特定計画の期間は、原則として3～5年間程度とし、特定計画の期間の始期と終期を記載する。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。

2) 必要に応じた改定の実施

個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで特定計画の期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。

なお、特定計画の有効期間内であっても、イノシシの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて特定計画の改定等を行う。

(4) 管理が行われるべき区域

1) 特定計画の対象区域

特定計画の対象区域については、イノシシが分布する地域全域、あるいは生息する可能性がある地域を包含するように定める。対象区域は市町村界等の行政界や明確な地形界を区域線として設定し、その区域名と区域線を記載する。

イノシシの分布域が都府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都府県間で整合のとれた対象区域を定めることのできるよう、関係都府県間で協議・調整を行う。

2) 国等の施策との関係

対象区域に国指定鳥獣保護区を含む場合は、鳥獣保護管理法第7条第6項の規定により環境大臣にあらかじめ協議する。また、国等が主体となって任意の地域実施計画を策定し、管理を実施する場合は、その旨を記載する。

(5) 現状

イノシシの生息動向、生息環境、捕獲状況、農業や生活環境等に係る被害状況及び被害防除対策の実施状況等について、特定計画を作成する時点で入手可能な最新のデータを整理・分析することにより、現状を把握し、対応すべき課題を明確にする。

なお、「(5) 現状」の記載内容を基に、次項の「(6) 特定計画の評価と改善」で、現行の特定計画を評価することから、特に生息動向、捕獲状況、被害状況及び被害防除対策の実施状況については、現行の特定計画の期間にモニタリングを実施した結果を中心に記載する。情報量が膨大になる場合は、別添資料として記載し、特定計画本文では要点を記載する。

参照 p.53 IV資料編 3 計画立案を行う上での詳細事項(2) イノシシの管理に関するモニタリング方法

1) 生息動向

① 分布状況

分布状況については、最新の生息状況調査等の結果、捕獲情報や出没・目撃情報(日時・場所・頭数・被害の有無、捕獲対応の有無、現場対応の有無等)の収集により得られた情報、自然環境保全基礎調査や捕獲位置情報等の既存資料により、分布の変遷と要因を分析し、記載する。

また、狩猟資源を目的とした個体の導入やイノブタを含む飼育個体の逃亡等が生じている地域では、このような事態の有無や発生状況についても記載する。

季節移動についての知見は、管理上重要であるので、把握できている情報を記載する。

② 推定個体数・生息密度に関する情報

生息密度や個体数の推定だけでなく、出没状況、CPUE、SPUE等、様々な生息密度に関する指標を活用し、個体群動向を記載する。

特に、イノシシの生息状況や社会環境の変化に伴い、農地や集落周辺、それらに隣接する山林等において、イノシシの個体数(生息密度)の低減を図ることがイノシシの管理の目標として重要になってきている。このため、捕獲数やCPUE、自動撮影カメラ調査等の生息密度指標の把握を重点的に行い、その動向を記載する。

③ 捕獲個体に関する情報

捕獲個体に関する情報は、その利用目的と優先順位を考慮して収集することが重要である。特にイノシシの個体数を減少させるために有効である繁殖可能な成獣(特にメス)が捕獲されているかを確認するために、捕獲個体の性別、齢区分構成(成獣・幼獣の区分)、捕獲場所といった情報を収集し、記載する。

また、必要に応じて、捕獲個体の妊娠の有無等の情報を記載する。

④ その他生物学的情報

論文、学会誌、過去の調査報告書等、参考となる既存資料がある場合には、感染症や生態学的な既存研究について記載する。

例えば、CSF感染個体の確認地点や確認時期等の感染症に関する情報は、CSFの感染拡大防止又はまん延予防の観点も含めた個体数及び生息密度の低減の目標設定や、CSFウイルスの拡散リスク低減のための捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置等の施策を検討する際に活用することが考えられる。

参照 p.41 IV資料編 1 イノシシの生物学的特徴(5) 疾病

2) 生息環境

イノシシの特定計画を検討する際に必要となる背景情報として、既存資料（地形図、植生図、気象データ、農業センサス、鳥獣保護区等位置図等）を活用し、生息環境を記載する。なお、記載する項目は、都府県の生息状況等に応じて必要な項目を選択するものとする。

① 自然環境と土地利用等

対象地域の自然環境と土地利用状況に関して、既存資料により現状と変遷を記載する。特にイノシシの生息に影響する植生や気象条件（積雪等）、土地利用状況（耕作地や耕作放棄地の分布等）については、現状と変遷を記載する。

- ・ 地形、標高、植生等の状況（特にイノシシの利用度が高い竹林や耕作放棄地、堅果類を生産する植生等）
- ・ 気象条件（特に積雪の状況）
- ・ 土地利用状況（特に被害対象となる耕作地、イノシシにとって好適な生息環境を提供する耕作放棄地の現状と変遷）

② 土地利用規制等

イノシシの個体群管理を検討する際に必要となる捕獲の規制等に関する事項として、自然環境保全地域、自然公園等の土地利用規制を伴う地域の指定状況、鳥獣保護区、休猟区等の狩猟規制に関する地域の指定状況について記載する。

3) 捕獲状況

① 捕獲の現状と動向

捕獲報告、捕獲作業記録等の情報から、捕獲状況を記載する。

登録狩猟、許可捕獲（被害防止目的の捕獲、数の調整目的の捕獲等）、指定管理事業の捕獲区分別に捕獲数の実績について、年度単位で過去 10～20 年分を整理し、記載する。これは捕獲がどのように行われているのかを把握するとともに、生息密度の増減傾向を把握するための指標として最も基本的な資料となる。

捕獲密度マップについては、捕獲区分別に捕獲位置情報をメッシュ単位（1～5 km 程度の必要に応じたスケールとする。）で整理し、作成する。

捕獲位置だけではなく、出猟記録（出猟したメッシュ数と日数）に関する資料を蓄積し、捕獲努力量、CPUE、SPUE を算出する。CPUE、SPUE は生息動向の指標としても有効であり、捕獲努力量の地域的な偏り等の検討に当たっても重要な判断材料となる。猟法（銃、わな等）毎に CPUE、SPUE の性質、変動は異なるため、猟法別に集計・評価を行う必要がある。

また、捕獲状況に影響する事項として、狩猟等に関する規制や各種報奨金等の運用状況

の変遷と現状、捕獲の担い手の状況のほか、クマ類、カモシカ、その他哺乳類の錯誤捕獲状況についても記載する。情報の収集に当たっては、捕獲情報収集システムを活用することにより各捕獲区分の情報を1つのシステムで管理できる。

なお、科学的評価・分析を行うに当たっては、次のような情報が有効である。

- ・ 捕獲状況（捕獲区分別）
- ・ 捕獲数の推移（銃猟、箱わな、くくりわな等猟法別捕獲数の推移）
- ・ 捕獲密度マップ（5 km メッシュ単位の捕獲数）
- ・ 捕獲努力量（銃猟：捕獲従事者の人日数、わな：設置地点別の設置台日数）
- ・ 単位努力量当たりの捕獲数（CPUE）、単位努力量当たりの目撃数（SPUE）
- ・ 狩猟の規制・緩和の変遷と現状
 - 狩猟期間の延長
 - 猟法の規制

② クマ類、カモシカ及びその他哺乳類の錯誤捕獲

クマ類、カモシカ及びその他哺乳類の錯誤捕獲の発生状況について把握している情報をとりまとめ、記載する。また、錯誤捕獲の防止のためや錯誤捕獲の発生後の対処として取り組んでいる活動についても記載する。

- ・ 錯誤捕獲の発生状況（使用したわなの種類や設置状況等）
- ・ 錯誤捕獲発生防止の対策状況（脱出口付きの囲いわなの推奨、地域的にくくりわな径の規制継続等）
- ・ 錯誤捕獲発生時の対応体制、方針（発生時の連絡・対応体制等）

③ 報奨金等の交付状況

都府県で実施している報奨金等や市町村が実施している有害鳥獣捕獲への報奨金等についてとりまとめ、捕獲のインセンティブ措置に関する状況について記載する。

- ・ 報奨金交付状況（市町村別報奨金等の交付金額、報奨金額の変遷、交付金構成内訳（国、都府県、市町村））
- ・ インセンティブ措置の効果等（捕獲数の増減や出動日数等とインセンティブ措置の状況との比較）

④ 捕獲の担い手に関する状況

捕獲区分別、捕獲種別（銃、わな）、年代別等の捕獲の担い手に関する状況を取りまとめ、記載する。また、都府県や市町村等が実施する狩猟者や認定事業者等の担い手確保の取組状況についても記載する。

- ・ 狩猟免許所持者数、狩猟者登録者数の動向（免許種別の経年変化、年齢構成等）
- ・ 他の都府県からの狩猟者登録

- ・ 認定事業者、鳥獣被害対策実施隊の動向
- ・ 捕獲の担い手育成の取組状況と効果（研修、普及啓発等）

4) 被害状況及び対策の実施状況

① 被害発生の経緯と現状

農業の被害統計、農業集落アンケート調査等の結果から、以下の点を踏まえ被害動向を記載する。

農業被害については、農林水産省の「農作物有害動植物防除実施要領の運用について」に基づき、都府県がとりまとめている被害統計等の既存資料等を用いる。被害量を基礎的な指標として、管理の目標等を検討することが多いことから、被害動向に関する資料は一定の手法で継続的に把握できるものとする。

また、定量的な調査のほか、定性的であるが有効な調査である集落アンケート調査を積極的に実施し、被害状況を把握する。

生活環境被害については、市街地の出没状況、人身被害の状況等について、市町村や関係機関から聞き取りやアンケート等により情報を収集し、記載する。また、実態をより具体的に把握できる調査を行った場合には、その資料を用いて記載する。さらに、既往研究報告による感染症等の状況（厚生労働省による動物由来感染症に関する情報等）についても把握し、記載する。

参考 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index.html

- ・ 被害量及び被害発生地域の推移
- ・ 被害（作物種別）の発生状況と発生地域
- ・ 生活環境被害の状況（市街地の出没状況、人身被害の状況等）

参照 p.58 IV資料編3計画立案を行う上での詳細事項（2）イノシシの管理に関するモニタリング方法5）アンケート調査や聞き取り調査等

② 被害防除対策（捕獲を除く）の実施状況

被害防除対策の実施状況については、鳥獣行政部局以外の部局や市町村を中心に被害防除対策の実施をしていることが多いため、部局間や市町村との連携を密にして情報を収集するほか、鳥獣被害防止計画の記載内容も参考にして整合性を図り、記載する。

- ・ 被害防除対策の手法別の実施状況（実施地域、規模）
- ・ 被害防除対策に当たっての資金的な援助制度、技術指導に関する実態
- ・ 地域の被害防除対策の体制

（6） 特定計画の評価と改善

II 2で示したとおり、特定計画の管理の目標と施策の目標のそれぞれについて、指標と目

標値を設定して、評価を行い、その結果を記載する。

なお、施策の目標については、実施計画を策定している場合は、年度毎に評価を行い、その結果を次年度の実施計画に反映していく。

個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの観点から、管理の目的と管理の目標、施策の目標と具体的な施策の4つについて、図Ⅲ-2-2に例示した。

評価の結果、抽出された課題を基に改善策を検討する。検討した改善策は特定計画の「(8)数の調整に関する事項」から「(12)その他管理のために必要な事項」の中で具体的に記載する。

課題の抽出や改善策の検討に当たっては、管理の目標と施策の目標のそれぞれの達成状況と、達成できていない要因を分析する。例えば、施策の目標である捕獲数の目標が達成されても、管理の目標である密度指標の低下という目標が達成されていない状況があるとすれば、施策の目標である捕獲数の設定が不十分であった、あるいは生息密度に影響を与える要因が他にある(幼獣ばかり捕獲していて成獣が捕獲できていない等)可能性が考えられる。

参照 p.9 IIイノシシ管理の基本的な考え方2管理の目標と施策の目標の設定と評価

(7) 管理の目標

II 2で示したとおり、特定計画の目的を達成するための管理の目標を評価するための指標と目標値を記載する(図Ⅲ-2-1)。なお、各施策の目標と対応する指標と目標値については、具体的には各施策の項目に記載するが、それぞれの関係が明確になるよう整理する(図Ⅲ-2-2)。

1) 個体群の安定的な維持に関する指標と目標値

個体群の安定的な維持に関する指標として、分布、生息密度指標、推定個体数等を設定することが考えられる。

分布状況については、捕獲位置情報等を反映しやすいメッシュ単位や地域・市町村・集落単位で示す。目標としては、分布拡大の防衛ラインを定める等により、拡大を抑制するといったことが考えられる。

生息密度指標や推定個体数は、数値目標や目標とする状態(増加傾向から減少傾向に移行させる等)を定める。生息密度指標としては、CPUEや痕跡密度など複数の密度指標を設定して傾向を判断することが望ましく、個体数を推定する際も精度が高まる。

2) 農業被害の軽減に関する指標と目標値

農業・生活環境等への被害軽減に関する指標として、被害額・面積、被害に関する意識等を設定することが考えられる。

被害額や面積については、金額や面積など具体的な数値を目標として設定する。また、被害の度合い等によって地域を区分し、特に被害の深刻な地域で目標を設定することも考えられる。

被害に関する意識については、「甚大」「大きい」の割合を低下させるといった目標設定が考えられる。意識調査等のモニタリングは集落単位で行われることが基本であることから、特定計画期間中に目指す状態として、地域（集落）の状況に応じた目標を設定する。

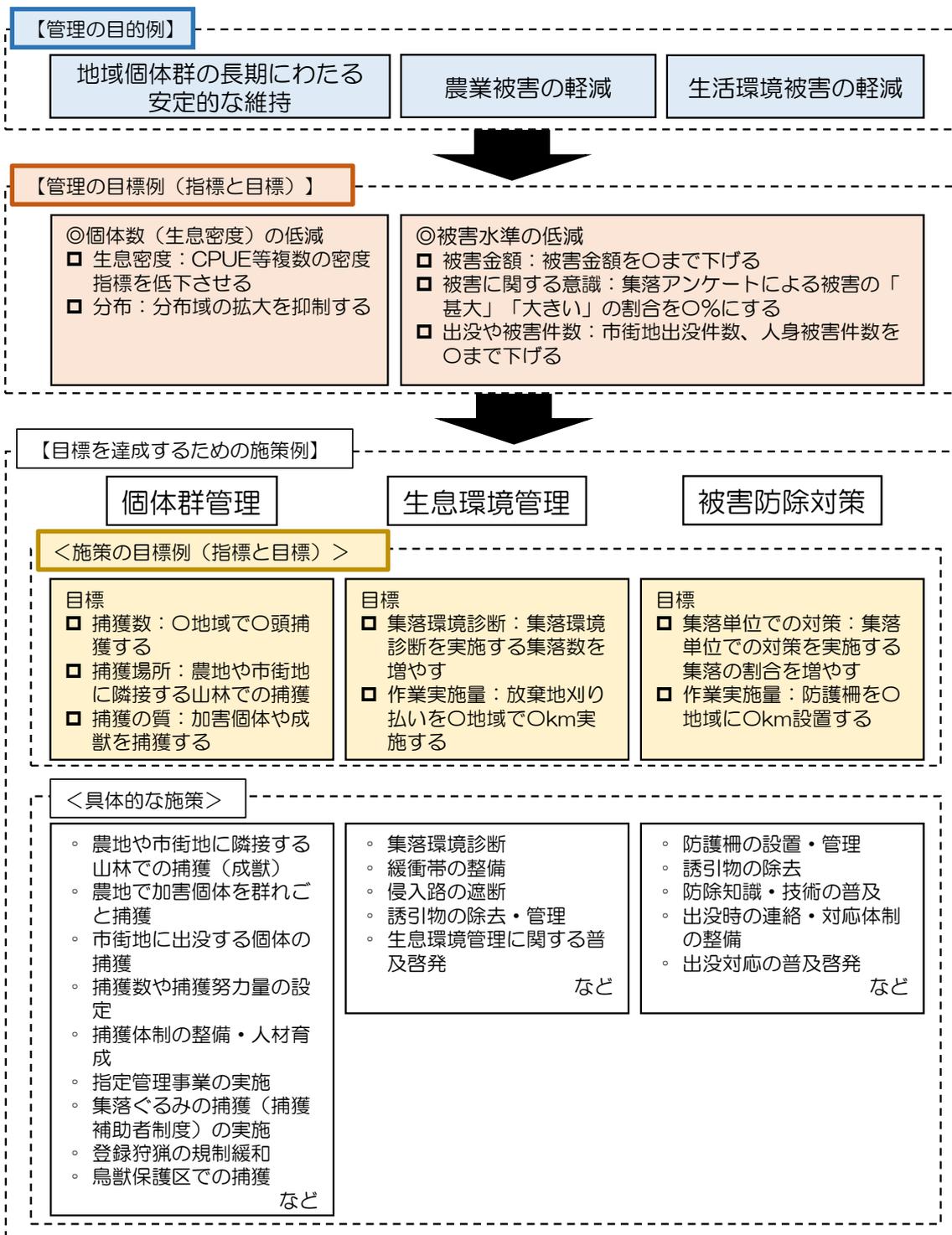
3) 生活環境被害の軽減に関する指標と目標値

生活環境被害の軽減に関する指標として、市街地出没件数や人身被害件数が考えられる。

市街地出没件数や人身被害件数について、具体的な件数や減少させる割合等を目標として設定する。市街地出没等が顕著な地域が複数ある場合は、地域毎に目標を設定することも考えられる。

| 管理の目標（指標と目標値）（例） |
|----------------------------------|
| <管理の目的（目標）> |
| ● 個体群の安定的な維持（個体数や生息密度の低減） |
| ・ 生息密度 : 生息密度（指標）を低下させる |
| ・ 推定個体数 : 生息数を減少させる |
| ・ 分布 : 現状の分布域からの拡大を抑制する |
| ● 農業被害の軽減（被害水準の低減） |
| ・ 被害額・面積 : 被害額及び面積を〇まで低減させる |
| ・ 被害に関する意識 : 被害が著しいと回答した地域を減少させる |
| ● 生活環境被害の軽減（被害水準の低減） |
| ・ 市街地出没 : 市街地出没、人身被害件数を〇まで下げる |

図Ⅲ－２－１ 管理の目標（例）



図Ⅲ－２－２ 目標設定の例

(8) 数の調整に関する事項

1) 個体群管理

「(7) 管理の目標」で設定した生息動向に関する管理の目標を踏まえ、適切な捕獲による数の調整（捕獲の推進又は抑制）を通じた個体群管理（個体数、生息密度、分布域）に関する施策及び施策の目標を設定し、記載する。特定計画に基づく規制の緩和を行う場合は、その旨を記載するとともに、捕獲をするための体制整備や人材育成等その他必要な施策を講じる場合にはその旨を記載する。

施策の遂行状況及びその効果についても、次期特定計画で評価できるよう、どのような指標で評価するかを記載する。

現在、国では「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるイノシシの個体数の半減目標を設定し、捕獲強化を推進しているが、都府県においても特定計画の目的の早期達成に向けた捕獲強化に関する施策の実施内容や、施策に応じた適切な目標設定と評価を行うことを記載する。

なお、捕獲目標頭数については、年度毎に見直すことが望ましいことから、特定計画では5か年の捕獲規模や考え方を大まかに記載し、年度毎の捕獲頭数等の詳細は実施計画に記載する。

また、捕獲した個体の適正な処理に関しては、(12)4) 感染症対策の実施 (p.39) で後述する「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」やIV資料編の5参考文献 (p.68) に挙げた「有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック」を参照して、記載する。

① 個体群管理の施策の考え方

基本指針において、個体群管理は、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（個体数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うとされている。

以下の個体群管理の施策の考え方を踏まえて、施策を設計し、施策の目標を設定し、記載する。

- ・ 農業被害水準の軽減を管理の目標とする場合は、農地周辺で加害個体を含む群れごと（幼獣だけでなく成獣も）捕獲し、特に、イノシシの生息密度や個体数の低減を管理の目標とする場合は、幼獣だけでなく、繁殖可能年齢（成獣）のメスを捕獲する。捕獲数を確保するために、複数の捕獲手法の導入やそれらを組み合わせて捕獲を強化するとともに、捕獲時期を検討する。
- ・ 侵入初期段階では、侵入個体の排除（島嶼部に侵入した場合を含む）、低密度状態の維持、被害拡大の防止等を目的とした予察捕獲を許可捕獲により実施する。
- ・ 市街地出没への対応としては、出没を抑制するための対応と出没した時の対応に分かれる。

- 出沒抑制のための対応は、市街地に隣接する山林等にイノシシが生息している場合、出沒するリスクを下げることを目標に、生息地で捕獲し、個体数を減らす。
- 出沒時の対応は、特に人馴れした特定の個体が出沒している場合は、特定の個体を捕獲し除去することを目標に、市街地周辺で捕獲を行い、市街地を恒常的に利用している可能性の高い個体の数を減らす。突発的に出沒した場合は、適切な誘導により森林へ返す、誘導檻を用いた捕獲等により対応する。なお、市街地やその周辺で捕獲する際は、地域住民の安全を確保するとともに、捕獲に対する理解が得られるよう、事前の周知や普及啓発を図る。

近年のイノシシの分布拡大、個体数増加による農業等への深刻な被害による捕獲強化の必要性に加え、捕獲による非意図的な CSF ウイルスの感染拡大リスクにも配慮する。

参考：CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き

URL： <https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/notice/guidance.pdf>

② 個体群管理の施策の目標と指標

捕獲区分ごとの年間捕獲目標（捕獲目標頭数や捕獲努力量）は、年度単位の実施計画で具体的に示すこととする。

上記①で示した個体群管理の施策の考え方に応じて、施策の実施内容を評価する指標（捕獲努力量や捕獲効率、捕獲数等）を設定し、記載する。例えば、農業被害水準の軽減を管理の目標とする場合、加害個体を農地周辺で捕獲したかを判断できる捕獲位置情報や成獣を含む群れごとの捕獲ができたかを判断するための齢区分構成（成獣・幼獣の区分）等が評価指標となる。

参考 農業被害軽減のための捕獲と評価指標「イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成 28 年度版）」 p.5～6

③ 個体群管理の施策の実施内容（捕獲区分毎の取組内容）

捕獲区分（登録狩猟、被害防止目的の捕獲、数の調整目的の捕獲、指定管理事業による捕獲）全体で必要となる捕獲数と捕獲努力量を踏まえ、特定計画の期間内で必要となる下記の施策を記載する。

- ・ 登録狩猟：狩猟に関する規制緩和（猟法別の狩猟期間の設定、くくりわな制限の解除や規制等）を記載する。
- ・ 許可捕獲（被害防止目的）：市町村の鳥獣被害防止計画を踏まえ、県全体での取組概要を記載する。
- ・ 許可捕獲（数の調整目的）：捕獲事業等の取組内容等を記載する。なお、指定管理事業の詳細については 2）に記載する。

④ 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

都府県や市町村等が実施する狩猟者や認定事業者等の担い手確保、捕獲技術向上に関する育成に関する講習会・研修会開催の施策について記載する。

このほか、イノシシの侵入初期段階で捕獲に関する知見や技術が不足している地域においては、研修等による捕獲技術の向上等も個体群管理の施策の一つとして位置づけられる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、捕獲従事者や狩猟者に対する研修会等を開催する場合を実施する場合には WEB 等の活用を検討するとともに、集合形式で行う場合でも、消毒やマスクの着用、換気等の必要な対策を実施する。

2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

基本指針において、指定管理事業の実施に関する事項として、指定管理事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、目標、実施方法及び実施結果の把握並びに評価、実施者等を可能な範囲で定めることとなっており、これらの事項について記載する。

指定管理事業の必要性や目標については、特定計画の個体群管理に関する施策の目標を達成するために、指定管理事業がどのように貢献するのかが分かるように記載する。

実施区域、期間、実施方法については、あらかじめ関係団体等と調整を図るとともに、他の捕獲区分との適切な組み合わせを検討し、効果的な事業を行うことを記載する。

なお、指定管理事業の実施内容の詳細については毎年作成する実施計画に記載する。

環境省では、指定管理事業実施計画に基づき、都府県及び都府県等が連携した協議会が実施する捕獲等に対し、交付金により支援している。交付対象には、都道府県等による捕獲の他、計画策定、効果的捕獲技術の試行、認定事業者等の育成、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成、ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援があり、以下のような活用例が挙げられる。

- ・ 従来の捕獲区分（登録狩猟や許可捕獲）で対応できていなかった地域での捕獲（市街地出没を抑制するため市街地に隣接する生息地での捕獲）
- ・ 状況把握と捕獲効果のモニタリングの実施
- ・ 保護・管理に必要な科学的データの収集（繁殖可能個体を判別する成・幼獣判別基準づくりのための捕獲個体のデータ収集・分析）
- ・ 市町村の実施する捕獲（被害防止目的の捕獲）を補完するような捕獲事業（分布拡大地域で捕獲体制が未整備な地域における捕獲の実施）

（指定管理事業交付金事業の詳細については、

<http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html> を参考。）

参考 保護・管理に必要な科学的データの収集の実施事例 「イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成 29 年度版）」 p.7～8

参照 p.51 IV資料編 3 計画立案を行う上での詳細事項（1）捕獲区分の考え方

(9) 生息地の保護及び整備に関する事項

1) 生息環境管理の施策の考え方

生息地の保護及び整備に関する事項には、生息環境管理の施策を記載する。基本指針において、生息環境管理については、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施するとされている。

イノシシの場合、被害防除対策の集落環境管理と共通し、住宅地や耕作地周辺に寄せ付けないための管理の検討、耕作放棄地の取扱等により、住宅地や耕作地に餌資源の多い環境を作らない事が重要である。

市街地出没への対応としては、イノシシが生息する山林が市街地に隣接する場合、出没抑制のために山際の藪の刈り払い等により、侵入経路を遮断し、好適な生息環境を除去することで、市街地への出没を抑制する。また、意図的な誘引（餌付け者への注意・指導）、非意図的な誘引（ゴミ、堅果類、放置果樹等イノシシの誘引物の除去、管理、住民への普及啓発）を防ぐことで、イノシシの市街地への誘引を防止し、出没を抑制する。

2) 生息環境管理の施策の目標と指標

上記1)の生息環境管理の施策の考え方を踏まえ、生息環境管理の施策の目標と施策の実施内容を評価するための指標（集落環境診断の実施市町村数、耕作放棄地や藪の刈り払い面積等）を設定し、記載する。

例えば、被害軽減を管理の目標に施策を実施する場合、まずは集落環境診断等の現状把握が必要であり、特定計画においては、集落環境診断の実施集落数を増やすことを目標に、その数が指標として考えられる。また、農業被害が発生している集落のうち、対策を実施している割合といった指標も考えられ、普及啓発等の施策により集落単位での対策を実施している割合を増やすという目標も考えられる。より具体的な指標としては刈り払い実施面積等が考えられるが、目標の設定としては実施計画が中心となる。

3) 生息環境管理の施策の実施内容

山林、農地や集落周辺、市街地周辺等の土地利用ごとに必要な具体的な生息環境管理の施策を記載する。

農地・集落周辺の被害状況、出没状況、誘引物（放置果樹や廃棄作物等）、侵入経路等を把握する集落環境診断を実施した上で、農地・集落周辺の環境管理（緩衝帯の整備、侵入経路の遮断、誘引物の除去）に関する事項を記載する。また、集落や地域住民に対して、生息環境管理についても被害防除対策と併せて各種研修や講座等を通して対策についての正しい知識や技術を普及し、集落や地域住民が主体的に取り組めるように、意識の向上を図る。

イノシシが潜む環境を除去し、侵入経路を遮断して出没を抑制するため、農地周辺への藪等を刈り払い、緩衝帯を整備すること、農地・集落周辺への誘引や定着を抑制するため、農

地や集落への誘引物となる廃棄作物や放棄果樹の除去、剪定、伐採等の管理を記載する。

(10) 被害防除対策に関する事項

1) 被害防除対策の施策の考え方

適切な被害防除対策は、効果的な個体数管理を行う際にも有効である。捕獲、生息環境管理、被害防除対策の総合的な実施とともに、被害防除対策については、個人の対応だけでなく、地域ぐるみ・組織的な面的対策が効果的である。

場所に応じてイノシシの被害防除に効果のある防護柵を適切に設置し、定期的な維持管理を行う必要がある。個体群管理（捕獲）だけで被害を防ぐことは難しく、集落環境管理等の捕獲以外の手段による被害防除対策は常に必要となる。

2) 被害防除対策の施策の目標と指標

上記1)の被害防除対策の施策の考え方を踏まえ、被害防除対策の施策の目標と施策の実施内容を評価するための指標（防護柵の設置距離、集落単位での対策実施割合等）を設定し、記載する。被害防除対策は、農政部局の施策として行われることが多いが、特定計画では、関係部局が実施するものも含め、対象区域で実施する対策全体を整理して記載する。

例えば、被害軽減を管理の目標に施策を実施する場合、農政部局の計画と特定計画の両計画において、防護柵の設置集落数や設置距離が指標として考えられ、それぞれの計画に整合がとれるよう目標を記載する。また、生息環境管理同様、被害が発生している集落において、集落単位等での対策が実施されている割合を増やすことも、目標として考えられる。

3) 被害防除対策の施策の実施内容

農業被害防除対策としては、最も確実な効果が得られる防護柵の設置を万全に行う。防護柵には、集落全体を防護する集落柵や個々の農地を防護する個別柵等、様々な種類がある。農政部局等の関係諸機関と連携のもとに、土地利用ごとに必要な被害防除対策について記載する。

ニホンジカ等他の加害獣による被害の防除を兼ねた対策や、集落を単位とした総合的な取組が重要となる。なお、農業被害対策の具体的な手法については、IV資料編6参考文献(p.67)に挙げた農林水産省の各種マニュアルを参照されたい。

市町村担当者や関係機関職員に対して被害防除対策に関する研修を実施し、普及啓発を図る。また、農業従事者を中心とした地域住民に対して被害防除対策に関する研修会や講習会を実施し、普及啓発を図る。

侵入初期段階での対応として、侵入初期段階に、農地でイノシシを確認した場合、本格的に定着する前の侵入初期に迅速に対策を実施することが重要である。また、迅速に対応できるよう、近隣の自治体でイノシシの生息や被害が確認された場合には、対応の準備を開始する。

市街地出没への対応として、自治体（県、市町村）の関係部署（鳥獣行政担当、農林行政担当、警察、学校等）、狩猟団体等（捕獲対応）、自治会との市街地出没情報の連絡体制、対応体制を整備すると共に、対策について継続的に協議する。また、予め市街地出没対応マニュアル等を整備し、対応方法の普及を行う。住民に対してイノシシ遭遇時の対応方法、誘引（意図的＝餌付け、非意図的＝ゴミの放置等）の防止等についての普及啓発を図る。

集落環境管理として、集落環境診断により集落への侵入経路を把握し、誘引物（放置果樹や廃棄作物等）の有無を確認する。その上で、誘引物の除去や藪の刈払い等により緩衝帯の整備を行う。集落や市街地への出没も考慮した環境整備により、侵入経路の遮断を行う。

（１１） モニタリング等の調査研究

モニタリングは、特定計画の策定時の現況把握（「（５）現状」に相当）と各目標の達成状況を評価するために必要である。

実施するモニタリング項目について、管理の目標と施策の目標のそれぞれに対応した指標との関係を整理したうえで、モニタリングの手法、実施期間、頻度、実施規模等を記載し、必要に応じて、詳細は実施計画に記載する。

参照 p.9 II イノシシ管理の基本的な考え方 2 管理の目標と施策の目標の設定と評価

１） 管理の目標に対応したモニタリング

個体群の安定的な維持、農業被害の軽減、生活環境被害の軽減に関する管理の目標の状況を把握・評価するために設定した指標について、モニタリング方法と実施体制を記載する。管理の目標に応じたモニタリングの例を表Ⅲ－２－１に示した。

① 個体群の安定的な維持に関するモニタリング

生息密度や分布状況の指標としては、CPUE、SPUE、撮影頻度、痕跡密度等がある。対応するモニタリング手法としては、捕獲努力量調査、自動撮影カメラ調査、ルートセンサス（痕跡調査）等となるが、各手法の特徴を十分把握の上、地域の環境と調査規模、予算規模にあった方法を選択する。また、評価をするためには一定の方法で継続的に指標を得て動向を把握することが重要である。特に、CPUE や SPUE は、広域的、継続的に密度変動を把握する指標となり、捕獲作業を通して得られる情報であるため、どの捕獲区分でも必須の情報として収集し活用すべきである。

② 農業被害の軽減に関するモニタリング

農業被害については、既存の行政による農業被害金額や被害量といった被害状況の調査データの他に、集落の代表者等を対象に集落の農業被害と対策状況についてのアンケート調査により、集落単位で被害状況が把握する方法もある。この調査は定量的な調査ではないので、被害量や被害金額等は把握できないが、被害の程度、動向の変化等を把握できる。

③ 生活環境被害の軽減に関するモニタリング

生活環境被害については、既存の行政による市街地での目撃・出没情報や人身被害件数のデータの他に、②で示したモニタリング同様、集落の代表者等を対象にしたアンケート調査により、集落単位で被害状況を把握する方法もある。この調査は被害量を定量的に把握できないが、被害の程度、動向の変化等を把握できる。

表Ⅲ－２－１ 管理の目標に応じたモニタリング内容

| 管理の目標 | モニタリング内容（例） | |
|--------------|---|---|
| | 指標 | モニタリング手法 |
| 被害水準の低減 | ○被害状況 ・ 農業被害金額、被害量、被害面積 | ・ 既存の行政による被害状況の調査データや農業共済資料の収集 |
| | ○被害状況 ・ 被害の有無、程度、増減傾向等 | ・ 集落アンケート調査 |
| 個体数（生息密度）の低減 | ○密度指標 ・ CPUE、SPUE 等 ・ 撮影頻度、推定生息密度等 | ・ 捕獲努力量調査 ・ 自動撮影カメラ調査等（毎年情報を収集することが重要である） |
| | ○分布状況 ・ 捕獲位置情報（緯度・経度も収集することが望ましい） ・ 目撃・出没情報 ・ 痕跡の有無、痕跡密度 ・ 撮影個体の成長段階（成獣・幼獣） | ・ 捕獲個体記録調査 ・ 目撃・出没情報の収集 ・ ルートセンサス（痕跡調査） ・ 自動撮影カメラ調査等 |

参照 p.53 IV資料編3 計画立案を行う上での詳細事項（2）イノシシの管理に関するモニタリング方法

2) 各種施策の目標に対応したモニタリング

各種施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）の効果を把握・評価するために設定した指標について、モニタリング手法と実施体制を記載する。

① 個体群管理に関するモニタリング

捕獲という施策の直接的なモニタリングは、捕獲数や捕獲努力量といった指標が基本となるが、捕獲の質を評価するにあたっては、あらかじめ目標と照らし合わせて設計したモニタリング指標により評価し、施策を効果的に改善する（表Ⅲ－２－２）。

農林業被害軽減のための施策として実施した捕獲では、加害個体が捕獲できているかを把握できる設計が必要である。目標に合った捕獲ができているかを評価するために、捕獲位置（＝農地周辺で捕獲しているか）等の被害地と捕獲地点がわかる情報と、捕獲個体の性別、年齢又は成長段階に関する情報（＝繁殖可能年齢の個体（成獣）が捕獲できているか）を収集する。

個体数（密度）低減のための捕獲施策を進める場合には、捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性・年齢構成を把握し、成獣メスの捕獲状況を把握する仕組みが必要である。情報の収集にあたっては、出猟カレンダーや捕獲作業日誌等による捕獲数や捕獲努力量の情報に紐づけして、捕獲個体記録の情報も収集する。

② 生息環境管理に関するモニタリング

生息環境管理に関する施策に対応したモニタリングは、他部局の計画を踏まえた施策の目標に対応したものも含まれることから、モニタリングの方法や実施期間、考え方等については十分な調整を行い記載する。基本的には、各部局や市町村、集落により実施した事業や対策の事績がモニタリングとなり、その実施内容を集計して取りまとめる。

③ 被害防除に関するモニタリング

被害防除に関する施策に対応したモニタリングは、他部局の計画を踏まえた施策の目標に対応したものとなることから、モニタリングの方法や実施期間、考え方等については十分な調整を行い記載する。

例えば、防護柵を設置する施策を実施する場合、事業実績を把握することがモニタリングとなり、被害が発生している地域に必要な設置距離が確保できたかといった評価となる。また、生息環境管理に関するモニタリングと同様に、市町村や集落で実施した対策の実績を把握することもモニタリングとなることから、それぞれに実施した内容を集計して取りまとめる。

表Ⅲ－２－２ 各種施策に対応したモニタリング

| 各種施策の目標 | モニタリング内容（例） | |
|---|--|--|
| | 指標 | モニタリング手法 |
| 農業被害軽減を目標とした捕獲 （農地周辺での捕獲数〇頭、成獣の捕獲割合〇割） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲数 ・ 捕獲位置＝農地周辺で捕獲しているか ・ 親（成獣）を含めて捕獲したか＝群れごと捕獲しているか ・ 捕獲個体の性別、年齢又は成長段階に関する情報＝繁殖可能年齢の個体（成獣）を捕獲しているか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体記録調査 |
| 個体数（生息密度）低減を目標とした捕獲 （年間捕獲数〇〇頭、成獣メスの捕獲割合〇割） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲数 ・ 捕獲個体の性別、年齢又は成長段階に関する情報＝成獣（可能な限り繁殖可能年齢（成獣）のメス）を捕獲しているか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体記録調査 |

参照 p.53 IV資料編3 計画立案を行う上での詳細事項（2）イノシシの管理に関するモニタリング方法

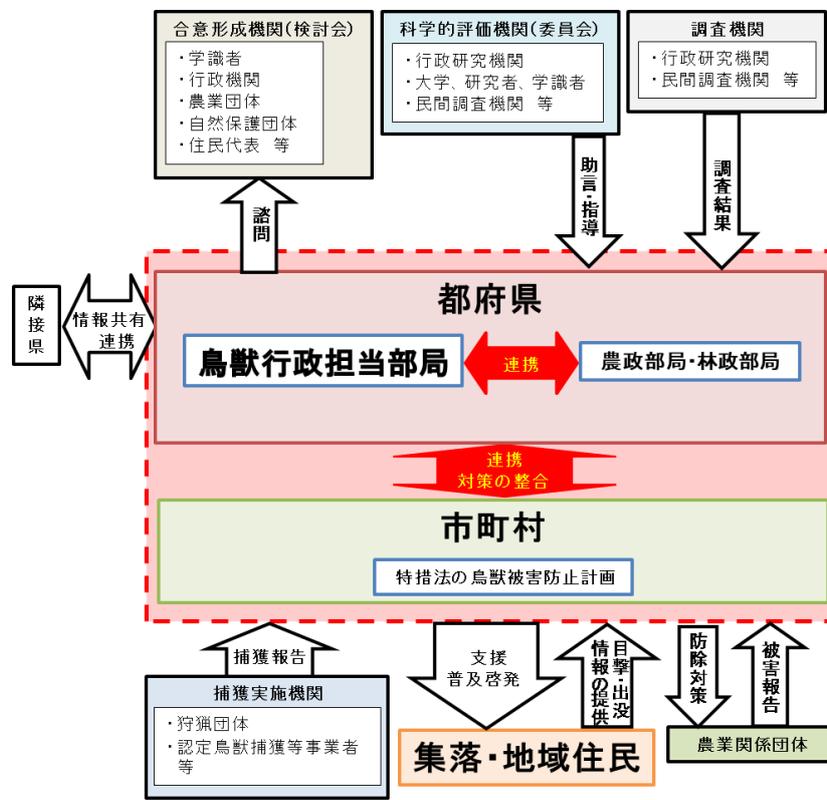
(12) その他管理のために必要な事項

1) 特定計画の実施体制

特定計画の策定、実行、評価、見直しには、都府県、市町村、集落・地域住民、合意形成機関、科学的評価機関、調査機関、捕獲実施機関、農業関係団体等の様々な関係機関、関係者が関わることから、特定計画では、各主体が担う役割、実施体制、関係機関との連携方法を記載する(図Ⅲ-2-3)。

特に、特定計画の評価と改善策について検討する際は、専門的な知見と分析技術を持ち合わせた有識者により構成される科学委員会等により科学的評価を行った上で、利害関係者を含めて運用面を踏まえた方針を検討することが望ましい。

計画的な管理を行う上で、実施すべき内容(役割)は多岐に渡るため、都府県、市町村、集落・地域住民を始めとする各主体が分担して役割を担い、相互に連携する必要がある。



図Ⅲ-2-3 特定計画の実施体制の例

2) 各主体の役割分担と連携

① 都府県の役割

ア. 特定計画の策定と運用

都府県は、特定計画を策定し、都府県全体のイノシシ管理に関する方針を示す。特定計画は、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの管理とモニタリングから構成されるが、多くの都府県の場合、個体群管理(捕獲)は鳥獣行政部局、被害防除対策や生息

環境管理については農政部局、林政部局が担っていることが多いことから、それぞれの部局の役割分担と連携を図る。

イ. 都府県と市町村の連携

イノシシの管理のための捕獲や被害防除対策等は市町村が実施主体となる場合が多いことから、特定計画と市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき策定する鳥獣被害防止計画について、その方針や各主体の役割等について整合をとることで、都道府県と市町村の連携を図る。

また、市町村の技術的・財政的な支援として、人材育成のための各種研修の実施、指定管理事業による市町村の捕獲の補完を行う。さらに、市町村が収集した捕獲や被害状況に関するデータを整理・分析し、モニタリングデータとして活用する。

ウ. 関係機関との連携

イノシシの分布域が、県境にまたがる場合には、隣接する都府県と広域的な管理を実施するため、隣接する都府県や関係する国の機関と協力・連携を図る。市街地出没や人身被害が発生した際には、市町村の他、警察、消防、狩猟団体、教育関係者、道路・河川管理者等との連携を図る。

② 市町村の役割

ア. 被害防止目的の捕獲の実施

個体群管理（捕獲）のうち、被害防止目的の捕獲を実施する。集落や地域住民が主体となった被害防除対策（総合的な対策）への技術的・財政的支援を行う。

イ. モニタリングデータの収集（捕獲状況、捕獲個体、被害データ）

対策の検討や対策の効果を検証する上で、モニタリングデータは不可欠であり、許可捕獲の実施や被害状況について情報収集し、都府県に報告する。

ウ. 市街地出没への対応

市街地出没への対応において、住民からの目撃・出没情報の収集、住民への普及啓発等を都府県と連携して行う。

③ 集落・地域住民の役割

ア. 被害防除対策としての防護柵の設置・管理

個々の農地は地域住民（農業従事者）が、集落全体については集落が主体的に実施すべきである。ただし、個々の農業従事者が対策を実施するよりも、集落ぐるみで組織的・面的に対策を実施することが効果的な場合があるため、行政と連携して効率的な体制で実施する。

イ. 防護柵の設置や被害防除対策としての集落環境整備

防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）の

除去を集落・地域住民が主体となって行う。

ウ．集落ぐるみの捕獲

狩猟免許を持たない者が被害防止目的の捕獲への補助者として参加する狩猟免許を有しない従事者制度（旧 1303 特区制度）を利用した捕獲を実施する場合に協力する。

エ．目撃、出没情報の提供

イノシシの農地周辺や市街地での目撃や出没の情報を都府県や市町村に提供する。

3) 鳥獣被害防止計画との調整

鳥獣被害防止特措法において、「市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（鳥獣被害防止計画）を定めることができる。」とされている。

特定計画は「農林業被害・生活環境被害軋轢の軽減」、「生物多様性への影響軽減」、「個体群の存続・維持」、「個体数の抑制」、「拡大・定着防止」といった複数の目的を達成するために運用される。このうち、「農林業被害・生活環境被害軋轢の軽減」が鳥獣被害防止計画でも目的として運用される。特定計画と鳥獣被害防止計画は、共通の目的達成を目指すものであり、捕獲区分の一部の実施主体が市町村である観点から、両計画に基づく施策について効率的に運用する上でも整合を図ることが重要となる。計画の策定主体間では、技術的助言、情報の提供、必要な措置の要請等を行うこととなっており、両計画に基づく施策の実施区域が重複する場合は、最終的に目標となる状態やそれに至る各施策の考え方は一致させる。

表Ⅲ－２－３ 整合が求められる計画項目

| 計画 | 特定計画 | 鳥獣被害防止計画 |
|----|--|---|
| 項目 | 一 第二種特定鳥獣の種類 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の <u>管理の目標</u> 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業の実施に関する事項 六 その他第二種特定鳥獣の管理を | 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する <u>基本的な方針</u> 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて鳥獣被害防止計画の対象とするものの種類 三 鳥獣被害防止計画の期間 四 <u>対象鳥獣の捕獲等に関する事項</u> 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための <u>防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項</u> 六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるお |

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| | <p>図るための<u>事業を実施するために必要な事項</u></p> | <p>それがあある場合の<u>対処に関する事項</u> 七 <u>捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項</u> 八 <u>捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項</u> 九 <u>被害防止施策の実施体制に関する事項</u> 十 <u>その他被害防止施策の実施に關し必要な事項</u></p> |
|--|------------------------------------|--|

(下線は整合が求められると考えられる項目)

4) 実施計画の作成

特定計画に基づく施策の着実な実施と特定計画の目標を達成するため、特定計画に沿って各年度に実施する取組を具体的に示した実施計画を作成する。特定計画では、実施計画の位置づけ、各年度の目標と施策、評価・見直しの方法について記載する。実施計画の作成に当たっては、施策の実施を担う市町村等の関係者と必要に応じ調整を行う。

特定計画は5カ年計画であるが、実施計画を作成し、モニタリング調査の結果に基づき施策等を評価・見直しを行うことで、柔軟的な対応が可能となる。

実施計画においても順応的な管理を行っていくが、特定計画よりも短いサイクルとなる。例えば、実施計画で設定した年間の捕獲目標が達成されたとしても、被害（農業被害金額、農業集落アンケートによる被害意識など）が減らない場合、捕獲目標を増やし、SPUE など密度指標が高く、被害が多い地域を中心に捕獲を強化すると共に、防護柵の整備など地域の状況に応じた総合的な対策を推進する、といった対応を年度単位で行っていく。

また、イノシシや環境の動態は1年のライフサイクルによって変動することから、年間の作業はある程度スケジュール化が可能である。各イベントに応じて取り組むべき作業スケジュールを明確にする。

年間スケジュールのイメージを表Ⅲ－2－4にまとめた。前年度までの捕獲に関する情報やモニタリング結果は、当年度中の早い段階で取りまとめ、翌年度予算要求や翌年度年次計画の検討に反映し、可能であれば、当該年度の年次計画に反映することが望ましい。

表Ⅲ－２－４ 年間スケジュールのイメージ

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|------------------------------|--------------------------|----|---------|-----------------------------------|----|---------|--------------|-----|-----------|----|-----|
| 特定計画の推進 | | | | | 年次結果の評価 年次計画の策定 (科学委員会・検討会) | | 予算要求 | | | | | 協議会 |
| 許可捕獲 | 有害鳥獣捕獲 実施 特定計画に基づく数の調整 実施 | | | | | | | | | | | |
| | 報告取りまとめ | | | 報告取りまとめ | | | 報告取りまとめ | | | 報告取りまとめ | | |
| 狩猟捕獲 | 狩猟期間 | | | | | | | | | | | |
| | 報告取りまとめ | | | | | | | | | | | |
| モニタリング | 調査委託手続 | 過年度モニタリングデータの解析 個体数推定 | | | | | | 生息密度 指標調査 | | 調査結果取りまとめ | | |

5) 錯誤捕獲対応の実施体制等（違反（違法）行為への対応）

錯誤捕獲の実態の把握するための情報収集方法や錯誤捕獲を予防するための取組の他、放獣体制の整備や適切な報告、イノシシ・イノブタの飼育管理の徹底（放獣・逃亡の禁止）について記載する。

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、対象種以外の種が錯誤捕獲される危険性があり、イノシシのわな捕獲の場合、保護を目的として捕獲を規制しているカモシカや放逐等を行う捕獲者側にも危険が及ぶクマ類等の種が錯誤捕獲されることがある。

このため、捕獲技術の他、錯誤捕獲等が可能な限り起こらないような配慮、錯誤捕獲が起った事態を想定した危機管理に関する知識・技術の普及も必要である。また、捕獲を許可する行政側も責任の一端を担うことを十分認識し、捕獲を許可する地域のクマ類やカモシカ等の生息状況、許可を行う捕獲手法について、把握しておく必要がある。

クマ類等、危険度の高い種の場合、特別な技術を持たない者による放逐が困難となるため、錯誤捕獲の発生の予防と錯誤捕獲時に想定される状況に応じた体制を整備しておく。

① 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するためには、捕獲従事者等への教育や指導の徹底を図るとともに、くくりわなの12cm規制の場所・時期を記載する。

捕獲従事者は、毎日わなを見回ること、設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項を徹底することにより、錯誤捕獲の発生を減らすことは可能である。発生状況（使用したわなの種類や設置状況等）に関する情報を収集・蓄積し、分析することで、錯誤捕獲が発生しやすい条件を明らかにし、得られた知見を錯誤捕獲の発生防止に生かすことが重要である。

くくりわなを利用する場合、錯誤捕獲を予防するため、以下の措置をとる。

- ・ 設置後は毎日見回る。足跡等の痕跡から、クマ類の利用の有無を把握する。足跡が付きにくい場所では、砂を撒くと効果的である。
- ・ くくりわなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。
- ・ クマ類等の生息状況と各種の生態的特徴を勘案して、12cm 規制の解除を実施する場所・時期を設定する。クマ類の生息域では、冬眠の時期だけ 12cm 規制を解除する等。

② 放獣体制の整備等

錯誤捕獲が発生した際の放獣についての考え方と、ツキノワグマなどの放獣に高度な技術と体制が必要な場合については、放獣体制の整備状況や体制の充実に向けた取組について記載する。

安全面から放獣体制の整備が重要である。また、イノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る。

事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」を日本哺乳類学会が示しているので参考にできる。

(哺乳類科学 55 巻 2 号

https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalianscience/55/2/55_289/_article/-char/ja/)

錯誤捕獲個体の放獣には専門技術が求められるため、専門職員を配置するか外部組織へ委託等する。また、マニュアルの作成等により錯誤捕獲に対する対応手順を明確にし、関係者で共有する。

③ 適切な報告

適切な捕獲報告が徹底されるための法令順守の考え方について記載する。

鳥獣保護管理法では、適切な捕獲の報告が求められており、科学的・計画的な管理の前提となる正確なデータが不可欠である。また、捕獲数は執行管理を行う上でも必要なものであることから、適切な報告がなされているのか確認を行う必要がある。

④ イノシシ・イノブタの飼育管理の徹底（放獣、逃亡の禁止）

動物の愛護及び管理に関する法律では、「動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、愛護動物を遺棄した者には罰金を科している。また、基本指針では、「狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。」とされている。さらに、家畜伝染病予防法では、家畜の悪性伝染病の発生予防や発生時における迅速なまん延防止対策を図るため、豚（イノブタ含む）、いのししの所有者は、飼養頭数、飼養目的

に関わらず飼養衛生管理基準を守る義務があり、毎年、飼養状況を管轄の家畜保健衛生所へ報告する義務がある。

被害地域の拡大の防止、島嶼部での生態系被害の防止、遺伝的な汚染の防止等の観点から、イノシシ・イノブタの逃亡を防ぐための飼育管理の徹底や放獣についての指導が必要である。

6) 感染症対策の実施

感染症対策に関連する捕獲従事者等への防疫措置、注意喚起・普及啓発の施策等について記載する。

① 防疫措置の実施内容及び実施体制

CSF 対策として野生イノシシの捕獲強化を図っていくことが重要となっている一方で、捕獲行為には、野生イノシシへの接触を通じて、CSF ウイルスの拡散リスクが伴うことから、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に感染確認区域外へ持ち出すことがないように、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。各地域の実情に応じて、防疫措置の実施内容及び実施体制について記載する。

各地域における実際の運用に当たっては、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」も参考の上、各地域の実情に応じて、必要な防疫措置を取るものとする。また、都府県等により防疫措置に係るマニュアル等が別途整備されている場合は、当該マニュアル等に従うものとする。

参考：CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き

URL：<https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/notice/guidance.pdf>

② 人獣共通感染症への注意喚起

イノシシが関係する感染症としては、捕獲作業等によるイノシシとの接触で注意すべき感染症として、SFTS 等のダニ媒介感染症がある。また、解体作業をした手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E 型肝炎等がある。

捕獲作業等に伴い、捕獲したイノシシから、あるいは捕獲地周辺において、ダニ媒介等の感染症に感染する危険性があることから、狩猟者や捕獲従事者等に対して、感染防止のために、作業時にダニに刺されにくい服装とする等の注意喚起を、狩猟登録や捕獲事業の開始等の機会を捉えて実施する。また、解体作業は素手を避けることや、肉等を食する際は十分加熱するといった注意喚起についても実施することが望ましい。

参照 p.41 IV資料編1 イノシシの生物学的特徴 (5) 疾病

IV 資料編

1 イノシシの生物学的特徴

- (1) 分類
- (2) 形態
- (3) 繁殖
- (4) 社会と活動性
- (5) 疾病
- (6) 食性
- (7) 栄養状態
- (8) 個体群動態
- (9) 生息地利用

2 イノシシの現状

- (1) 生息状況
- (2) 被害状況
- (3) 捕獲数

3 計画立案を行う上での詳細事項

- (1) 捕獲区分の考え方
- (2) イノシシの管理に関するモニタリング方法
- (3) 捕獲情報収集システム

4 用語解説

5 参考文献

6 引用文献

第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）

検討に関わった専門家一覧

（50音順、敬称略）

| 氏名 | 所属等 |
|-------|--|
| 浅田 正彦 | 合同会社 AMAC 代表 |
| 小寺 祐二 | 宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 |
| 坂田 宏志 | 株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役 |
| 平田 滋樹 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 上級研究員 |
| 藤井 猛 | 広島県農林水産局農業技術課 事業調整員 |
| 横山 真弓 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授 |